

地方独立行政法人京都市立病院機構理事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人京都市立病院機構定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）の理事会に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 理事長は、定款第11条の規定に基づき理事会を招集するときは、あらかじめ、その日時、場所及び議題を理事会の構成員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

2 理事長は、やむを得ない場合は、書面による報告及び議決によって理事会の開催に代えることができる。

(構成員以外の者の出席)

第3条 理事長は、必要があると認めるときは、理事会の構成員以外の者を理事会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(議事等)

第4条 定款第13条第6号に規定する理事長が定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 不動産（不動産信託の受益権を含む。次号において同じ。）又は金銭債権の譲渡又は担保としての提供に関する事項
- (2) 不動産の買入れに関する事項
- (3) 予定価格が1件80,000,000円以上の動産の買入れに関する事項
- (4) 予定価格が1件100,000,000円以上の工事及び製造の請負契約に関する事項
- (5) 負担付きの寄付又は贈与の受領に関する事項
- (6) 法令等及び法人の諸規程に特別の定めがある場合を除くほか、権利の放棄に関する事項
- (7) 法人がその当事者である不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁（以下「訴訟等」という。）に関する事項。ただし、医療事故その他の院内事故に起因する訴訟等に関する事項で急を要するものは、理事長においてこれを専決処分することができる。
- (8) 法律上その義務に属する損害賠償の額の決定（物的損害については、損害賠償の額が1件500,000円以上のものに限る。）に関する事項
- (9) 資金計画の作成に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

(議事録)

第5条 議長は、理事会の議事について議事録を作成しなければならない。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。